

評議員・役員及び評議員選任解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人保健福祉の会(以下「法人」という。)の評議員・役員及び評議員選任解任委員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(評議員会、理事会及び評議員選任解任委員会への出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき、役員が理事会に出席したとき、評議員選任解任委員が評議員選任解任会に出席したときは、別表1(税別)によりその都度報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第4条 評議員が評議員会以外の日において、理事会の決議に基づき法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2(税別)によりその都度報酬を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第5条 理事長の報酬は、職務実態に応じ別表2により、毎月銀行振り込みで支給する。

2 常務理事、理事の報酬は、職務実態に応じ別表2により毎月銀行振り込みで支給する。

3 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2(別税)によりその都度報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬(別税)を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第8条 理事長が出席を求めた者が、評議員会、理事会、評議員選任解任委員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬(別税)を支払うことができる。

(役員報酬の総額)

第9条 役員報酬の総額(職員給与含む)は、理事は年額4,600万円、監事は年額20万円までとする。

(適用除外)

第10条 法人職員を兼務する理事、評議員選任解任委員は、この規程の報酬は適用しない。

(改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。平成30年 3月20日改定

令和 2年 9月28日改定

令和 3年 6月25日改定

令和 5年12月13日改定

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	交 通 費	食 事 代
理事会出席報酬 等	半日以内 5,000 円+税	無	実費(但し上限2,000 円とする)
評議員会出席報酬 等	半日以内 5,000 円+税	無	実費(但し上限2,000 円とする)
評議員選任解任委員会 出席報酬 等	半日以内 5,000 円+税	無	実費 (但し上限2,000 円とする)

別表2(第4条・第5条及び第6条関係)

名 称	報 酬	交 通 費	食 事 代
理 事 長	常勤・嘱託の場合、1,000 万円以内の年俸制とし、毎月銀行振り込みにて支払うものとする。 非常勤職員の場合、500 万円以内とし当法人給与規定に則る。		
常務理事、理事	常勤・嘱託の場合、当法人給与規定に則る。		
評議員、理事及び監事業務報酬等	半日以内 5,000 円+税 日 額 10,000 円+税	無	実費(但し上限2,000 円とする)
評議員選任解任委員報酬等	半日以内 5,000 円+税 日 額 10,000 円+税	無	実費(但し上限2,000 円とする)

別表3(第7条関係)

名 称	宿 泊 費	日 当	交通費	食事代
宿泊費及び旅費等	1 万 5 千円以内の実費とし、それ以上の額については事前協議とする	(京都府外) 2,000 円 (京都府内) 1,000 円 (京都市内) 無	実 費	無

別表4(第8条関係)

名 称	報 酬	交 通 費	食 事 代
報酬等	5,000 円+税	無	実費(但し上限2,000 円とする)

(